様式第３号（第１４条関係）

　　　　年　　月　　日

（宛先）箕面市教育委員会教育長

住　所

名　称

　氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

家 庭 的 保 育 事 業 等 変 更 届 出 書

　　　　　　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　　号により認可された家庭的保育事業等の実施に関する事項について変更したいので、下記のとおり、児童福祉法施行規則第３６条の３６第３項又は第４項の規定により届け出ます。

記

１　施設名

２　所在地

３　変更予定日

４　変更事項　（該当する事項に○をつけること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する事項 | 変更しようとする事項 |
|  | 名称 |
|  | 位置・住居表示 |
|  | 建物その他設備 |
|  | 認可定員・利用定員 |
|  | 経営者 |
|  | 管理者 |
|  | その他運営規程に関する事項 |

５　変更内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変　更　前 | 変　更　後 |
|  |  |

６　変更理由

添付書類一覧

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 添付書類 | 名称 | 位置・住居表示 | 建物等 | 認可定員・利用定員 | 経営者 | 管理者 |
| １ | 経営者一覧表（別紙１） |  |  |  |  | ○ |  |
| ２ | 経営者履歴書（別紙２） |  |  |  |  | ○注２ |  |
| ３ | 職員体制計画書（別紙３） |  |  |  | ○ |  |  |
| ４ | 配置職員ローテーション表 |  |  |  | ○ |  |  |
| ５ | 管理者の履歴書（別紙４） |  |  |  |  |  | ○ |
| ６ | 職員の履歴書（別紙５） |  |  |  | ○注１ |  |  |
| ７ | 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し |  |  |  | ○注１ |  |  |
| ８ | 管理者・職員の資格証明書（保育士証等） |  |  |  | ○注１ |  | ○ |
| ９ | 住居表示変更通知書の写し |  | △ |  |  |  |  |
| １０ | 事業所の付近見取図、平面図 |  | ○ | ○ |  |  |  |
| １１ | 各室面積表（別紙６） |  |  | ○ |  |  |  |
| １２ | 土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書） |  | △ | △ |  |  |  |
| １３ | 建物の検査済証の写し |  |  | △ |  |  |  |
| １４ | 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し |  | △ | △ |  |  |  |
| １５ | 調理業務委託契約書の写し |  |  | △ |  |  |  |
| １６ | 定款又は寄附行為 | ○ |  |  |  |  |  |
| １７ | 児童福祉法第３４条の１５第３項第４号の規定に該当しない旨の誓約書（別紙８） |  |  |  |  | ○ |  |

注１　申請時又は前回変更届出時（認可定員・利用定員）から新たに採用した職員のみ添付

注２　新たに経営者となる者の履歴書のみ添付

※　「○印」は必要書類、「△印」は必要に応じて省略できる書類

※　「その他運営規程に関する事項」の変更については、運営規程及び変更内容が分かるものを添付

別紙１

　　　　年　　月　　日現在

経 営 者 一 覧 表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職　名 | 氏　名 | 年齢 | 職　業 | 住　所 |
| 1 |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |

別紙２

　　　　年　　月　　日現在

経 営 者 履 歴 書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 年齢 |  | 歳 |
| 氏　　　名 |  |
| 現　住　所 |  | 生年月日 |  年 月 日 |
| 現　　　　職 |  | 法人との関係 |  |
| 職　歴　等 |
| 期　　　間 | 勤　務　先　等 | 勤　務　内　容 |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 最終学歴 | 　　　年　　月 |  | 卒業 |
| 公　職　歴　（社会福祉、幼児教育、地域活動） |
| 期　　　間 | 公　職　等 |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |
| 資　格　等　（社会福祉、幼児教育） |
| 資格の種類 | 資格取得年月 | 資格番号等 |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |

別紙３

　　　　年　　月　　日現在

職 員 体 制 計 画 書

１　職員体制

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職　名 | 氏　名 | 年齢 | 資格の種類 | 専任・兼任の別 | 常勤・非常勤の別 | 備　考 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |

※　職員配置基準の対象となる非常勤職員がいる場合については、「備考」欄に「職員配置基準対象」と記入すること。

２　職員配置基準　（居宅訪問型事業は除く。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準上必要な職員数 | 配置職員数 |  |  |
| 常勤職員数 | 基準の対象となる非常勤職員 |
| 常勤換算した数 | 対象職員数 |
|  | 名 |  | 名 |  | 名 |  | 名 |  | 名 |

別紙４

　　　　年　　月　　日現在

管 理 者 の 履 歴 書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 年齢 |  | 歳 |
| 氏　　　名 |  |
| 現　住　所 |  | 生年月日 |  年 月 日 |
| 現　　　　職 |  | 法人との関係 |  |
| 職　歴　等 |
| 期　　　間 | 勤　務　先　等 | 勤　務　内　容 |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 最終学歴 | 　　　年　　月 |  | 卒業 |
| 公　職　歴　（社会福祉、幼児教育、地域活動） |
| 期　　　間 | 公　職　等 |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |
| 資　格　等　（社会福祉、幼児教育） |
| 資格の種類 | 資格取得年月 | 資格番号等 |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |

別紙５

　　　　年　　月　　日現在

職 員 の 履 歴 書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 年齢 |  | 歳 |
| 氏　　　名 |  |
| 現　住　所 |  | 生年月日 |  年 月 日 |
| 職　歴　等 |
| 期　　　間 | 勤　務　先　等 | 勤　務　内　容 |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 最終学歴 | 　　　年　　月 |  | 卒業 |
| 資　格　等　（社会福祉、幼児教育） |
| 資格の種類 | 資格取得年月 | 資格番号等 |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |

別紙６

　　　　年　　月　　日現在

各 室 面 積 表

１　各室面積

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 室　名 | 対象となる乳幼児の年齢 | 認可定員 | 面積（㎡） | 乳幼児１人当たり面積（㎡） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

※「室名」の欄には、「乳幼児の保育を行う部屋」（家庭的保育事業のみ）、「乳児室・ほふく室」、「保育室・遊戯室」、「調理室」、「調理設備」、「医務室」（保育所型事業所内保育事業のみ）、「便所」、「沐浴設備」、「廊下その他」等の区分を記入し、「乳児室・ほふく室」、「保育室・遊戯室」については「対象となる乳幼児の年齢」、「認可定員」及び「乳幼児１人当たり面積」の欄を記入すること。

※「合計」の欄の面積は、事業所の専有延床面積と一致させること。

２　屋外遊戯場

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 面積（㎡） | 認可定員（２歳児以上） | 乳幼児１人当たり面積（㎡） |
|  |  |  |
| 面積の内訳（㎡） | 自己所有 |  | 借地 |  | 代替地（公園等） |  |

別紙７

家庭的保育事業等の連携施設承諾書

　　　　年　　月　　日

（宛先）箕面市教育委員会教育長

住　所

名　称

　氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

家庭的保育事業等の認可を受けようとする下記事業者の連携施設となることを承諾いたします。

１　連携施設となる家庭的保育事業等の認可を受ける事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 | 　 |
| 事業所名 | 　 |
| 事業区分 | 　□家庭的保育事業　　□小規模保育事業　　□事業所内保育事業 |
| 事業所所在地 | 　 |
| 連携開始予定日 | 　 |

２　連携施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 連携施設名 | 　 |
| 施設区分 | □保育所　　　□幼稚園　　　□認定こども園 |
| 認可定員 | 　 |
| 施設所在地 | 　 |

３　連携施設として連携する内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連携する内容（該当するものに○をつけること。） |  | 食事の提供に関する支援 |
|  | 嘱託医による健康診断等に関する支援 |
|  | 屋外遊戯場の利用に関する支援 |
|  | 合同保育に関する支援 |
|  | 後方支援 |
|  | 行事への参加に関する支援 |
|  | 卒園後の受け皿としての支援 |
| （受け入れる３歳児の数） |  | 人 |
| 具体的な連携内容 |  |

別紙８

児童福祉法第３４条の１５第３項第４号の規定に該当しない旨の誓約書

　　　　年　　月　　日

（宛先）箕面市教育委員会教育長

住　　　　所

名　　　　称

氏　　　　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

児童福祉法第３４条の１５第３項第４号の規定に該当しないことを誓約いたします。

児童福祉法第３４条の１５第３項第４号

次のいずれにも該当しないこと。

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、

又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け

ることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第５８条第２項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該認可を取り消さ

れた者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があつた日前６０日以内に

当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有す

る者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するも

のと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人であった者で当該取消しの

日から起算して５年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前６

０日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただ

し、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実

の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実

に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこと

とすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が２分の１を超え、

若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を

与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員

と同一の者がその役員に占める割合が２分の１を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業

を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役

員と同一の者がその役員に占める割合が２分の１を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実

質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生

労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第５８条第２項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算し

て５年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の

理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての

取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する

認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ　申請者が、第５８条第２項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処

分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由

がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

ト　申請者が、第３４条の１７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第５８条第２項の規

定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市

町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの

間に第７項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日か

ら起算して５年を経過しないものであるとき。

チ　ヘに規定する期間内に第７項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前６０日

以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない

事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該事業の廃止の承認の日から

起算して５年を経過しないものであるとき。

リ　申請者が、認可の申請前５年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル　申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。